障害者虐待防止マニュアル

株式会社 プロスマイル

放課後デイサービス marcher 児童発達支援 marcher

I 障害者虐待防止法の概要

1 障害者虐待とは

(1)障害者虐待防止法の施行

障害者虐待防止法第1条では、「障害者に対する虐待が障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立及び社会参加にとって障害者に対する虐待を防止することが極めて重要であるため、障害者虐待の防止、養護者に対する支援等に関する施策を促進し、障害者の権利利益の擁護に資すること」を目的として規定しています。

(2)障害者虐待防止法の目的

障害者虐待の防止や養護者に対する支援等に関する施策を推進するため、平成23年6月17日、「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」(以下「障害者虐待防止法」といいます。)が議員立法により可決、成立し、平成24年10月1日から施行されました。障害者に対する虐待は障害者の尊厳を害するものであり、障害者の自立と社会参加にとって障害者虐待の防止を図ることが極めて重要です。こうした点等に鑑み、虐待の防止、早期発見、虐待を受けた障害者に対する保護や自立支援、養護者に対する支援などを行うことにより、障害者の権利利益の擁護に資することがこの法律の目的とされています。

(3)「障害者虐待」の定義

障害者虐待防止法では、障害者とは障害者基本法第2条第1号に規定する障害者と定義されています。同号では、障害者とは「身体障害、知的障害、精神障害(発達障害を含む。)その他心身の機能の障害がある者であって、障害及び社会的障壁により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるもの」としており、障害者手帳を取得していない場合も含まれる点に留意が必要です(対応の初期段階では、障害者であることが判然としない場合もありますが、そうした場合でも、適切に対応することが重要です)。また、ここでいう障害者には18歳未満の者も含まれます。

障害者虐待防止法では、障害者虐待を、ア)養護者による障害者虐待、イ)障害者福祉施設従事者等による 障害者虐待、ウ)使用者による障害者虐待に分け(第2条第2項)定義しています。本マニュアルは、障害者 福祉施設従事者等による障害者虐待を防止するために作成します。

(4) 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に係る業務に従事する者と定義されています。「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」に該当する施設・事業は以下のとおりです。

「障害者福祉施設従事者等」とは、障害者総合支援法等に規定する「障害者福祉施設」又は「障害福祉サービス事業等」(以下、合わせて「障害者福祉施設等」といいます。)に係る業務に従事する者のことです。 具体的には、次の施設・事業が該当します。

○障害福祉サービス事業等

居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護、療養介護、生活介護、短期入所、重度障害者等包括支援、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援及び共同生活援助、一般相談支援事業及び特定相談支援事業、移動支援事業、地域活動支援センターを経営する事業、福祉ホームを経営する事業、障害児通所支援事業、障害児相談支援事業(障害者虐待防止法第2条第4項)障害福祉施設従事者等による障害者虐待とは、障害者福祉施設従事者等が行う次のいずれかに該当する行為とされています。(以下、下線を施した部分は、養護者による障害者虐待と規定が異なる点です。)

- ① 身体的虐待:障害者の身体に外傷が生じ、若しくは生じるおそれのある暴行を加え、又は正当な理由なく障害者の身体を拘束すること。
- ② 性的虐待:障害者にわいせつな行為をすること又は障害者をしてわいせつな行為をさせること。
- ③ 心理的虐待:障害者に対する著しい暴言、著しく拒絶的な対応又は不当な差別的な言動その他の障害者に著しい心理的外傷を与える言動を行うこと。
- ④ 放棄・放任:障害者を衰弱させるような著しい減食又は長時間の放置、他の利用者による①から③までに掲げる行為と同様の行為の放置その他の障害者を養護すべき職務上の義務を著しく怠ること。
- ⑤ 経済的虐待:障害者の財産を不当に処分することその他障害者から不当に財産上の利益を得ること。

なお、高齢者関係施設の入所者に対する虐待については、65歳未満の障害者に対するものも含めて高齢者虐待防止法が適用され、児童福祉施設の入所者に対する虐待については、18歳以上の障害者に対するものも含めて児童福祉法が適用されます。

(5)虐待行為と刑法

障害者虐待は、刑事罰の対象になる場合があります。

例えば、

- ① 身体的虐待:刑法第 199条殺人罪、第 204条傷害罪、第 208条暴行罪、第 220条逮捕監禁罪
- ② 性的虐待:刑法第 176 条強制わいせつ罪、第 177 条強姦罪、第 178 条準強制わいせつ、準 強姦罪
- ③ 心理的虐待:刑法第 222 条脅迫罪、第 223 条強要罪、第 230 条名誉毀損罪、第 231 条侮辱罪
- ④ 放棄·放置:刑法第 218条保護責任者遺棄罪
- ⑤ 経済的虐待:刑法第 235条窃盗罪、第 246条詐欺罪、第 249条恐喝罪、第 252条横領罪 等に該当する場合があります。

これまでの虐待事案においても、虐待した障害者福祉施設等の職員が警察によって逮捕、送検された事案が複数起きています。虐待行為の具体的な例を(表-1)に挙げます。

区分	内容と具体例
	暴力や体罰によって身体に傷やあざ、痛みを与える行為。身体を縛りつけたり、過剰な投薬によって身体の動きを抑制する行為。
身体的虐待	【具体的な例】
	・平手打ちする・殴る・蹴る・壁に叩きつける・つねる・無理やり
	食べ物や飲み物を口に入れる・やけどや打撲させる・身体拘束
	(柱や椅子やベッドに縛り付ける、医療的必要性に基づかない投薬
	によって動きを抑制する、ミトンやつなぎ服を着せる、部屋に閉じ込
	める、施設側の管理の都合で睡眠薬を服用させるなど)
	性的な行為やその強要(表面上は同意しているように見えても、本 心からの同意かどうかを見極める必要がある)。
	心がのの同意がとうがを見極める必要がある)。
	【具体的な例】
性的虐待	・性交・性器への接触・性的行為を強要する・裸にする・キスす
	る・本人の前でわいせつな言葉を発する、又は会話する・わいせ
	つな映像を見せる・更衣やトイレ等の場面をのぞいたり映像や画像
	を撮影する
	脅し、侮辱などの言葉や態度、無視、嫌がらせなどによって精神的
	に苦痛を与えること。
\ 7W44_E/+	【具体的な例】
心理的虐待	・「バカ」「あほ」など障害者を侮辱する言葉を浴びせる・怒鳴る・
	ののしる・悪口を言う・仲間に入れない・子ども扱いする・人格
	をおとしめるような扱いをする・話しかけているのに意図的に無視
	する
放棄·放任	食事や排泄、入浴、洗濯など身辺の世話や介助をしない、必要な福
	祉サービスや医療や教育を受けさせない等によって障害者の生活
	環境や身体・精神的状態を悪化、又は不当に保持しないこと。
	【具体的な例】
	・食事や水分を十分に与えない ・食事の著しい偏りによって栄養
	状態が悪化している・あまり入浴させない ・汚れた服を着させ続け
	る・排泄の介助をしない・髪や爪が伸び放題・室内の掃除をしな
	い・ごみを放置したままにしてある等劣悪な住環境の中で生活さ
	せる・病気やけがをしても受診させない・学校に行かせない・必
	要な福祉サービスを受けさせない、又は制限する・同居人による
	身体的虐待や心理的虐待を放置する

本人の同意なしに(あるいはだますなどして)財産や年金、賃金
を使ったり勝手に運用し、本人が希望する金銭の使用を理由なく
制限すること。

経済的虐待

【具体的な例】

・年金や賃金を渡さない ・本人の同意なしに財産や預貯金を処分、又は運用する ・日常生活に必要な金銭を渡さない、又は使わせない ・本人の同意なしに年金等を管理して渡さない

2 障害者虐待の防止等に向けた基本的視点

(1)障害者虐待防止と対応のポイント

障害者虐待防止と対応の目的は、障害者を虐待という権利侵害から守り、尊厳を保持しながら安定した 生活を送ることができるように支援することです。

障害者に対する虐待の発生予防から、虐待を受けた障害者が安定した生活を送れるようになるまでの各 段階において、障害者の権利擁護を基本に置いた切れ目ない支援体制を構築することが大切です。

ア 虐待を未然に防ぐための積極的なアプローチ

虐待は被虐待者の尊厳を著しく傷つけるものであることから、虐待が発生してからの対応よりも虐待を未然に防止することが最も重要です。このため、本マニュアルを活用した研修のほか、チェックリストを用いた職員への障害者の権利擁護についての啓発、障害や障害者虐待に関する正しい理解の普及を図ります。

また、障害者やその家族などが孤立することのないよう、親族懇談会における交流等の機会を大切にします。さらに、第三者評価を受けることや虐待等防止委員会の設置、内部研修や会議等を通じて施設内での円滑なコミュニケーションを図る、などが有効です。リスクマネジメント委員会における研修やリスク要因を低減させるための積極的な取組みを行うことが重要です。

イ 虐待の早期発見・早期対応

障害者虐待への対応は、問題が深刻化する前に早期に発見し障害者や養護者等に対する支援を開始することが重要です。障害者虐待防止法では、国・地方公共団体のほか(第6条第1項)、保健・医療・福祉・労働等の関係者も虐待の早期発見に努めることとされています(第6条第2項)。また、障害者虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、早期発見に努めることが大切です。これら関係者は、虐待問題に対する意識を高く持たねばなりません。

このため、職員等が虐待を早期に発見し対応できる仕組みを整えました。苦情や事故報告書が提出された場合には、その内容が虐待に当たらないか注意が必要です。

また、虐待は夜間や休日も発生するものであるため、夜間や休日においても相談などに対応できる体制を構築します。

ウ 障害者の安全確保を最優先する

障害者虐待に関する通報等の中には、障害者の生命に関わるような緊急的な事態もあると考えられ、そのような状況下での対応は一刻を争うことが予想されます。

また、障害者本人の自己決定が難しいときや養護者との信頼関係を築くことができないときでも、障害者の安全確保を最優先するために入院や措置入所などの緊急保護を必要とする場合が必要であります。ただし、このような緊急的な保護を実施した場合には、利用者、家族に対し特にその後の丁寧なフォローアップが必要です。

エ 障害者の自己決定の支援と養護者の支援

虐待を受けた障害者は、本来持っている生きる力や自信を失っている場合も多くみられます。障害者が 主体的に生きられるよう、生活全体への支援を意識しながら、障害者が本来持っている力を引き出す関 わりを行い(エンパワメント)、本人の自己決定を支援する視点が重要です。法が目指すのは、障害者が 地域において自立した生活を円滑に営めるようにすることです(法第41条)。

オ 関係機関の連携・協力による対応と体制

障害者虐待の発生には、人間関係や介護疲れ、障害に対する理解不足など様々な要因が複雑に影響している場合も多く、支援にあたっては障害者や養護者の生活を支援するためのさまざまな制度の活用や知識が必要となります。そのため、支援の各段階において、複数の関係機関が連携を取りながら障害者や養護者の生活を支援できる体制を構築し、チームとして対応することが必要です。

Ⅱ 虐待を疑われる事実があった場合の対応

1 虐待が疑われる事案があった場合の対応

障害者福祉施設等で利用者への虐待が疑われる事案があった場合は、障害者虐待防止法第 16 条に規定されている通報義務に基づき、虐待を受けた利用者の支給決定をした市町村の窓口に通報します。この時に、市町村に通報することなく、施設の中だけで事実確認を進め、事態を収束させてしまうと通報義務に反することとなるため、必ず市町村に通報した上で行政と連携して対応を進めます。また、内部的には法人の理事長に報告し、必要に応じて臨時理事会の開催について検討します。

同法第 16 条の通報義務は、障害者虐待を受けたと思われる障害者を発見した者に対して、速やかな市町村への通報を義務づけていますので、利用者の家族等施設の中で障害者虐待を発見した者や、同じ障害者福祉施設等の職員が、市町村に直接通報することも想定されています。その場合、管理者は、虐待を受けた障害者のためにも、障害者福祉施設等の支援の改善のためにも、行政が実施する訪問調査等に協力し、潜在化していた虐待や不適切な対応を洗い出し、事実を明らかにすることが求められます。

2 通報等による不利益取扱いの禁止

障害者虐待防止法では、

① 刑法の秘密漏示罪その他の守秘義務に関する法律の規定は、障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報を妨げるものと解釈してはならないこと(この旨は、養護者による障害者虐待についても同様。)

(第16条第3項)。

② 障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報等を行った従業者等は、通報等をしたことを理由に、解雇その他不利益な取扱いを受けないこと(第16条第4項)。

が規定されています。こうした規定は、障害者福祉施設等における障害者虐待の事案を施設等の中で抱えてしまうことなく、早期発見・早期対応を図るために設けられたものです。

ただし、これらの規定が適用される「通報」については、虚偽であるもの及び過失によるものを除くこととされています。

障害者虐待の事実もないのに故意に虚偽の事実を通報した場合には、そもそも第16条第1項に 規定する「障害者虐待を受けたと思われる障害者」について通報したことにはなりません。したが って、通報が「虚偽であるもの」については、「障害者虐待を受けたと思われる障害者」に関する 通報による不利益取扱いの禁止等を規定する第16条第4項が適用されないことになります。

また、「過失によるもの」とは「一般人であれば虐待があったと考えることには合理性がない場合の通報」と解されます。したがって、虐待があったと考えることに合理性が認められる場合でなければ、不利益取扱いの禁止等の適用対象とはなりません。なお、平成18年4月から公益通報者保護法が施行されており、労働者が、事業所内部で法令違反行為が生じ、又は生じようとしている旨を①事業所内部、②行政機関、③事業者外部に対して所定の要件を満たして(例えば行政機関への通報を行おうとする場合には、①不正の目的で行われた通報でないこと、②通報内容が真実であると信じる相当の理由があること、の2つの要件を満たすことが必要です。)公益通報を行った場合、通報者に対する保護が規定されています。

3 市町村・都道府県による事実確認への協力

障害者福祉施設従事者等による障害者虐待の通報・届出があったときは、市町村及び都道府県が、事実 を確認するために障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者からの聞き取りや、障害者総合支援法 第 11 条、社会福祉法第 70 条等の関係法令に基づく調査等を速やかに開始することとなります。

そのため、調査に当たっては、聞き取りを受ける障害者やその家族、障害者福祉施設等関係者の話の秘密が守られ、安心して話せる場所の設定が必要となりますので、適切な場所を提供します。また、勤務表や個別支援計画、介護記録等の提出等が求められますので、これらに最大限協力します。

4 虐待を受けた障害者や家族への対応

虐待事案への対応にあたっては、虐待を受けた利用者の安全確保を最優先にします。虐待を行った職員がその後も同じ部署で勤務を続けることによって、虐待を受けた利用者が不安や恐怖を感じ続けるような事態等を起こさないため、法人の就業規則等を踏まえた上で配属先を直接支援以外の部署に変更することや、事実関係が明らかになるまでの間、出勤停止にする等の対応を行い、利用者が安心できる環境づくりに努めます。

また、事実確認をしっかりと行った上で、虐待を受けた障害者やその家族に対して障害者福祉施設等内で起きた事態に対して謝罪も含めて誠意ある対応を行います。虐待事案の内容によっては、法人の理事長等役職員が同席した上で家族会を開き、説明と謝罪を行い信頼の回復に努める必要があります。

5 原因の分析と再発の防止

虐待を行った職員に対しては、なぜ虐待を起こしたのか、その背景について聞き取り、原因を分析します。 虐待は、一人の職員が起こす場合もあれば、複数の職員が起こす場合もあります。また、小さな不適切な 対応が積み重なってエスカレートし、やがて大きな虐待につながってしまう等のケースも考えられるため、 経過の把握も必要です。さらに、虐待があることを知りながら見て見ぬふりをしてしまった職員がいる場 合、職員相互の指摘ができないような支配的な力関係が職員の間に働いている場合もあります。その他、 職員が行動障害等の知識や対応の技術が不十分で、力で抑え込むことしかできなかった場合も考えられ ます。さらに、管理者等役職者が虐待を行っているのではないかと指摘を受ける場合もあるかもしれませ ん。これらを客観的に分析するためには、虐待防止委員会だけでなく、第三者的立場の有識者にも参加し てもらって検証委員会を立ち上げること等も考えられます。その過程で、複数の障害者福祉施設等を運 営する法人の中で組織的に行われたと思われる虐待事案については、同一法人の他障害者福祉施設等 への内部調査を検討することも考えられます。

虐待が起きると、施設は利用者や家族からの信頼を失うとともに、社会的な信用が低下し、虐待に関わっていなかった職員も自信を失ってしまいます。失ったものを回復するためには、事実の解明や改善に向けた誠実な取り組みと長い時間が必要になります。

虐待が起きてしまった原因を明らかにし、どうしたら虐待を防ぐことができたのかを振り返るとともに、行政の改善指導等に従い、今後の再発防止に向けた改善計画を具体化した上で、同じ誤りを繰り返すことがないように取り組むことが支援の質を向上させるだけではなく、職員が自信を取り戻し、施設が利用者や家族からの信頼を回復することにもつながります。

6 虐待した職員や役職者への処分等

事実の確認と原因の分析を通じて虐待に関係した職員や施設の役職者の責任を明らかにする必要があります。刑事責任や民事責任、行政責任に加え、道義的責任が問われる場合がありますので、真摯に受け止めなくてはなりません。

さらに、法人として責任の所在に応じた処分を行うことになります。処分に当たっては、労働関連法規及び 法人の就業規則の規定等に基づいて行います。また、処分を受けた者については、虐待防止や職業倫理 等に関する教育や研修の受講を義務づける等、再発防止のための対応を徹底して行うことが求められま す。

Ⅲ 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について

1 居室の確保に対する協力

養護者による障害者虐待や、住み込みで働いていた会社で使用者による障害者虐待を受けた場合などで、障害者の生命や身体に関わる危険性が高く、放置しておくと重大な結果を招くおそれが予測されると判断された場合、区市町村は、虐待を受けた障害者を保護するため、契約による障害福祉サービスの利用(短期入所等)や、やむを得ない事由による措置(短期入所等)により、養護者等から分離することがあります。この時、区市町村は施設に対して虐待を受けた障害者の緊急的な受入れを要請することになります。その場合は、施設としても受け入れについて最大限の協力が求められます。

なお、災害等(虐待を含む)やむを得ない理由による場合は、定員超過による報酬の減算をうけることが ないように、利用者数の算定から除外するものとされています。

2 保護された障害者への対応

虐待による養護者等からの分離、保護を受けた障害者は、虐待によって心身の不調を抱えていたり、急な分離と初めての環境への不安や緊張を感じて入所してきます。自分が置かれている状況が理解できない場合、不安や緊張がさらに高まる可能性もあります。その結果、興奮してパニックを起こしたり、食事を食べられなくなったり、不眠になったりといった症状が現れる場合もあります。施設・事業所の職員は、保護された障害者が置かれている状況を理解し、受容的に関わり、不安や緊張を和らげるよう対応することが求められます。

保護されて入所してくる障害者については、自宅でどのように過ごしていたか、好きな活動は何かなど、 支援をする上で必要とされる情報が少ない場合があると思います。勤務している職員同士で情報交換や 申し送りを確実に行い、一日でも早く安定した生活を送ることができるような対応を心がけることが必要 です。

IV 身体拘束の禁止と支援の向上について

1 身体拘束の廃止に向けて

障害者虐待防止法では、「正当な理由なく障害者の身体を拘束すること」は身体的虐待に該当する行為とされています。身体拘束の廃止は、虐待防止において欠くことのできない取り組みといえます。

身体拘束の具体的な内容としては、以下のような行為が該当すると考えられます。

- ① 車いすやベッド等に縛り付ける。
- ② 手指の機能を制限するために、ミトン型の手袋を付ける。
- ③ 行動を制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ④ 支援者が自分の体で利用者を押さえつけて行動を制限する。
- ⑤ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ⑥ 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

【参考】身体拘束禁止の対象となる具体的な行為

介護保険指定基準において禁止の対象となっている行為は、「身体的拘束その他入所者(利用者)の行動を制限する行為」で、具体的には次のような行為。

- ① 徘徊しないように、車いすやいす、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ② 転落しないように、ベッドに体幹や四肢をひも等で縛る。
- ③ 自分で降りられないように、ベッドを柵(サイドレール)で囲む。
- ④ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、四肢をひも等で縛る。
- ⑤ 点滴・経管栄養等のチューブを抜かないように、または皮膚をかきむしらないように、手指の 機能を制限するミトン型の手袋等をつける。
- ⑥ 車いすやいすからずり落ちたり、立ち上がったりしないように、Y字型拘束帯や腰ベルト、車 いすテーブルをつける。
- ⑦ 立ち上がる能力のある人の立ち上がりを妨げるようないすを使用する。
- ⑧ 脱衣やおむつはずしを制限するために、介護衣(つなぎ服)を着せる。
- ⑨ 他人への迷惑行為を防ぐために、ベッド等に体幹や四肢をひも等で縛る。
- ⑩ 行動を落ち着かせるために、向精神薬を過剰に服用させる。
- ① 自分の意思で開けることのできない居室等に隔離する。

「身体拘束ゼロへの手引き」(平成13 年3月厚生労働省「身体拘束ゼロ作戦推進会議」)

2 やむを得ず身体拘束を行うときの留意点

「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害者支援施設等の人員、設備及び運営に関する基準」等には、緊急やむを得ない場合を除き身体拘束等を行ってはならないとされています。さらに、やむを得ず身体拘束等を行う場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由その他必要な事項を記録しなければならないとされています。

緊急やむを得ない場合とは、支援の工夫のみでは十分に対応できないような、一時的な事態に限定されます。当然のことながら、安易に緊急やむを得ないものとして身体拘束を行わないように、慎重に判断することが求められます。具体的には「身体拘束ゼロへの手引き」(厚生労働省身体拘束ゼロ作戦推進会議2001年3月)に基づく次の要件に沿って検討する方法等が考えられます。

なお、以下の3要件の全てに当てはまる場合であっても、身体拘束を行う判断は組織的にかつ慎重に行います。

(1) やむを得ず身体拘束を行う場合の3要件

① 切迫性

利用者本人又は他の利用者等の生命、身体、権利が危険にさらされる可能性が著しく高いことが要件となります。切迫性を判断する場合には、身体拘束を行うことにより本人の日常生活等に与える悪影響を勘案し、それでもなお身体拘束を行うことが必要な程度まで利用者本人等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が高いことを確認する必要があります。

② 非代替性

身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する方法がないことが要件となります。非代替性 を判断する場合には、まず身体拘束を行わずに支援するすべての方法の可能性を検討し、利用 者本人等の生命又は身体を保護するという観点から、他に代替手法が存在しないことを複数職 員で確認する必要があります。また、拘束の方法についても、利用者本人の状態像等に応じて 最も制限の少ない方法を選択する必要があります。

③ 一時性

身体拘束その他の行動制限が一時的であることが要件となります。一時性を判断する場合には、 本人の状態像等に応じて必要とされる最も短い拘束時間を想定する必要があります。

(2)やむを得ず身体拘束を行うときの手続き

① 組織による決定と個別支援計画への記載

やむを得ず身体拘束を行うときには、個別支援会議等において組織として慎重に検討・決定する必要があります。この場合、管理者、児童発達支援管理責任者、運営規程に基づいて選定されている虐待の防止に関する責任者等、支援方針について権限を持つ職員が出席していることが大切となります。身体拘束を行う場合には、個別支援計画に身体拘束の様態及び時間、緊急やむを得ない理由を記載します。これは、会議によって身体拘束の原因となる状況の分析を徹底的に行い、身体拘束の解消に向けた取組方針や目標とする解消の時期等を統一した方針の下で決定していくために行うものとなります。ここでも、利用者個々人のニーズに応じた個別の支援を検討することが重要となります。

② 本人・家族への十分な説明

身体拘束を行う場合には、これらの手続きの中で、適宜利用者本人や家族に十分に説明を し、了解を得ることが必要となります。

③ 必要な事項の記録

また、身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由等必要な事項を記録します。

3 身体拘束としての行動制限について

障害者支援施設等において、特に行動障害のある利用者が興奮して他の利用者を叩く、噛みつく等の行為や自分自身の顔面を強く叩き続ける等の行為があるときには、やむを得ず利用者を居室に隔離したり、身体を拘束したりする等の行動制限を行わざるを得ない場面があると思われます。そのような場合に、やむを得ず行動制限をする必要があったとしても、その必要性を慎重に判断するとともに、その範囲は最小限にしなければなりません。また、判断に当たっては適切な手続きを踏む必要があります。

しかし、職員の行動障害に対する知識や支援技術が十分でない場合、対応方法が分からずに行動制限をすることに頼ってしまうことも起こります。行動制限をすることが日常化してしまうと「切迫性」「非代替性」「一時性」のいずれも該当しなくなり、いつの間にか身体的虐待を続けている状態に陥っていたということにもなりかねません。「問題行動」に対処するために、身体的虐待に該当するような行動制限を繰り返していると、本人の自尊心は傷つき、抑えつける職員や抑えつけられた場面に対して恐怖や不安を強く感じるようになってしまいます。

このような誤った学習を繰り返した結果、利用者はさらに強い「問題行動」につながり、それを職員はさらに強い行動制限で対処しなくてはならないという悪循環に陥ることになります。

職員の行動障害に対する知識や支援技術を高め、行動制限や身体拘束の解消に向けての道筋を明確に して、職員全体で支援の質の向上に取り組む必要があります。

V 株式会社プロスマイル の取組

1 虐待等防止委員会設置

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が平成 23 年 6 月 4 日に制定され、平成 24 年 10 月 1 日には障害者虐待防止法が施行されました。

これを受けて、当事業所では、利用者に対する虐待等の不適切支援について、防止策を講じることなど適切な対応を図り、利用者の権利利益を擁護することを目的として、会社の運営委員会が虐待等防止委員会を兼務する組織体制を構築しました。

2 虐待等防止委員会の組織·役割等 別途「運営委員会規程」に定めます。

3 虐待等不適切と思われる行為を発見した場合

(1) 通報の義務

虐待等不適切と思われる行為を発見した者は、通報の義務があります。その際、刑法の秘密漏示罪の対象とはなりません。

通報者は、通報したことを理由として、解雇その他不利益な扱いを受けることはありません。 受理者は、届け出をした者を特定させるものを漏らしてはなりません、と規定されています。

(2) 通報·報告

虐待防止法では、障害者福祉施設従事者等による虐待を受けたと思われる障害者を発見した者は区市町村への通報義務が規定されています(虐待を受けたのではないかと疑いを持った場合は、事実が確認できなくても通報する義務があります。)。

職員は所在地と、利用者の支給決定を行った区市町村のどちらに通報しても構いません。援護機関がわからない場合は浦添市役場に連絡をしてください。

また、管理者、虐待防止責任者及び虐待防止委員会委員長に報告してください。

虐待が疑われた場合には、相談窓口担当者へ報告します。

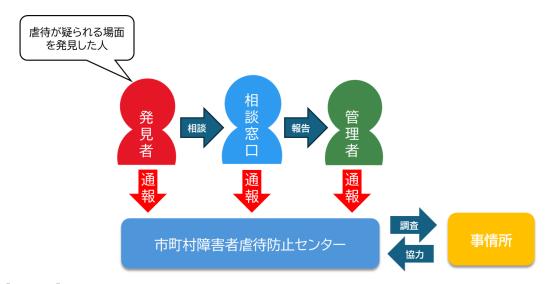
事実確認のため他の職員や家族から事情聴取を行い、管理者へ報告します。

管理者にて市町村の障害者虐待防止センターへ通報します。

その後事業所は行政の調査へ協力します。

原則として、発見者や相談窓口担当者から直接通報することも可能ですが、事業所内で情報を共有して組織的に取り組むには、管理者から通報するなど一元的に対処することが望ましいです。この場合、事業所では、虐待報告書を事前に作成して詳細を具体的に記録することが重要です。

障害福祉事業所の通報手順



【通報先】

沖縄県障害者権利擁護センター

Tel: 098-866-2190 Fax: 098-866-6916

那覇市町村(福祉健康部 障がい福祉課)

Tel: 098-862-3275 Fax: 098-862-0621

(3)市町村・都道府県による事実確認への協力

役職員等は、区市町村及び都道府県が行う虐待に関する事実確認に最大限協力してください。

(4)虐待防止委員会の開催

虐待に関する報告を受けた虐待防止委員会委員長は、虐待防止委員会を開催します。

虐待防止委員会は、虐待発生後の検証と再発防止策の検討と実行を行います。

虐待の疑いが生じた場合は、行政の事実確認を踏まえて、事案を検証の上、再発防止策を検討し、実行 に移します。

4 身体拘束について

やむを得ず身体拘束を行う場合、個別支援計画書に記載し保護者の同意を得ます。また、やむを得ず身体拘束を行った場合には、その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由などを所定の記録用紙に記載し、保護者へ報告を行います。

5 虐待等不適切行為を未然に防ぐために

(1)就業規則

利用者支援を行う上で、「株式会社アイン就業規則」に違反した場合、口頭注意、文書注意、懲戒処分が科せられます。

(2)虐待等不適切行為防止策

- ① 福祉サービス第三者評価を受ける。
- ② 各種研修を全従業者を対象に定期的に実施する。
 - ・利用者の権利擁護に関すること。
 - ・虐待防止に関する法制度に関すること。
 - ·新規転入職員対象研修
- ③ チェックリストを定期的に実施する。
- ④ 会議等を通じて職員間での円滑なコミュニケーションを図ることのできる環境づくり
 - ・不適切と思われる支援を職員間で話し合える環境。

6 虐待を受けた障害者の保護に対する協力について

(1)受け入れの方針

区市町村等から保護に対する協力要請があった場合には、運営会議を開催し、取り扱いを協議します。 受け入れの考え方は、緊急受け入れに準ずることとします。

(2)保護された障害者への対応

保護の必要な方が、必ずしも主たる障害が身体障害とは限らないことや、事前情報が十分にとれないことが予想されること等から、保護期間中は綿密な観察や記録、職員間の連絡体制の強化などが求められます。

支援にあたった職員が逐一記録を残すとともに、次の勤務者に状況を引き継ぐようにしてください。 支援していく上で困難な状況が生じた場合は、事務局を通じて援護機関と協議を行うこととします。